

2025年11月27日(木)14:05～15:05
災害時の栄養・食生活支援に関する研修会
埼玉県保健医療部健康長寿課

「平時における災害時の栄養・食生活支援のための取組」
～被災地での栄養・食生活支援の実態から～



公益社団法人 日本栄養士会
専務理事・災害支援チーム JDA-DAT総括 下浦佳之



Menu of Today

1. はじめに
2. 日本栄養士会 災害支援チーム
(JDA-DAT)の支援活動について
～令和6年能登半島地震でのJDA-DAT栄養・食生活支援活動～
3. 平時からの行政栄養士とJDA-DAT
等との連携について
4. 今後の課題について
5. おわりに

1. はじめに

SDGs（持続可能な開発目標）

「誰一人取り残さない災害時の栄養・食生活支援」の実現

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

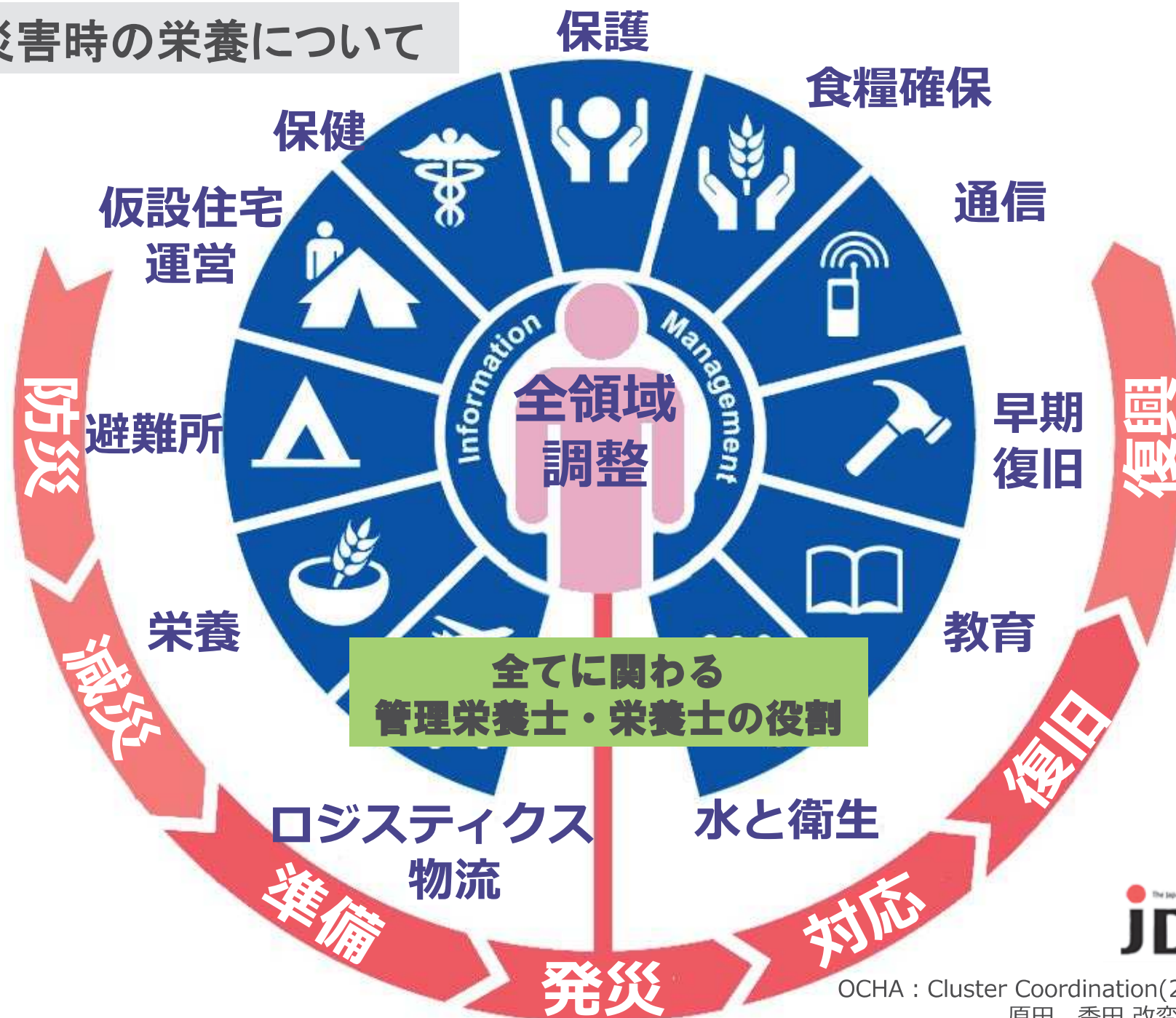
世界を変えるための17の目標



栄養

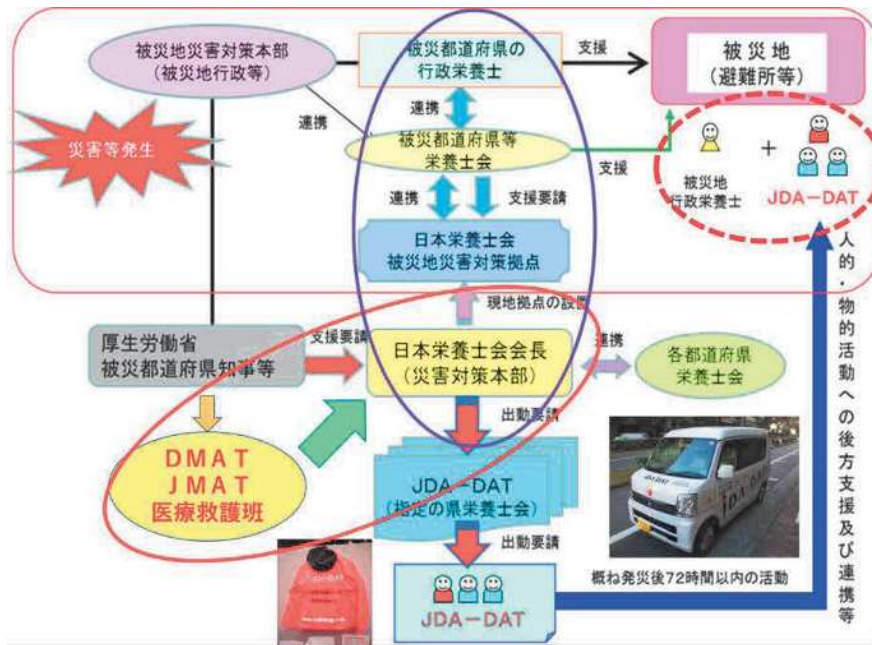
SDGsに栄養という言葉がないのは、何故？

災害時の栄養について



2. 公益社団法人日本栄養士会 災害支援チームJDA-DATの支援活動について (JDA-DAT : The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team)

東日本大震災をきっかけに、大規模自然災害発生時、迅速に被災地での栄養・食生活支援活動を行うため、**2012年**に「**日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）**」を設立。
現在、全国に**6,096名**のJDA-DAT（スタッフ＆リーダー）が活動 【2025.3.31現在】



●これまでの支援活動実績

関東東北豪雨災害、熊本地震、大阪北部地震、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震、令和元年度の台風の災害、能登半島地震等
(平時の活動)

防災訓練への参画、赤ちゃん防災プロジェクトにおける備蓄の推進等



日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）は、保健医療活動チームの一組織として、多職種チームとの連携協働、及び管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域や避難所の実情を十分に考慮した栄養・食生活支援活動**を継続的に実施**することを責務とする。

【栄養・食生活支援活動における課題】

- 避難生活の長期化に伴い、エネルギー・栄養素摂取不足の影響による**栄養不良や体力低下が顕著**になる。
- 栄養不足の回避、生活習慣病の発症・重症化予防、生活の質の向上等のために、日中の作業量や健康・栄養状態等を踏まえた食事の提供や評価を行うなど、**適切な栄養管理を図る体制の整備が必要**である。

令和6年能登半島地震でのJDA-DATの栄養・食生活支援活動

1月2日～1月4日の初動対応

- **JDA-DAT先遣隊派遣**（1月2～3日）
石川県健康推進課、石川県栄養士会、厚生労働省健康課栄養指導室との協議（1月2日）
- **日本栄養士会災害対策本部の設置（1月2日 20:30設置）**
- 石川県保健医療福祉調整本部及び石川県栄養士会と連携し、**特殊栄養食品ステーションの設置**（乳幼児、高齢者、病者など要配慮者向け食品）
（1月3日 13:30 七尾市内の認定栄養ケア・ステーションにサテライト設置）
- 災害支援緊急車両**JDA-DAT号の配備**（1月3日 13:30 七尾市内に配備）
- 災害対策本部及び保健医療福祉調整本部との調整により、**公立能登総合病院（DMAT拠点）に液体ミルク搬入**（1月3日）
能登半島北部地区で液体ミルクを要する避難所に搬入
- **賛助会員等企業への支援物資の提供依頼**と搬送等調整（1月4日）

特殊栄養食品ステーション



DMAT物資調整チームとの連携



1月4日【木曜日】3日目

事務連絡
令和6年1月4日

公益社団法人 日本栄養士会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

令和6年能登半島地震による災害に係る避難所等で生活する方への
栄養・食生活の支援について（協力依頼）

平素より、健康・栄養施策につきまして御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、今般発生した能登半島沖を震源とする地震に伴う災害は甚大であり、現在、被災地では、避難所等において生活されている方も多数おられます。

個々の避難所におられる方々を含め、被災された方々については、健康面への様々な悪影響も懸念される中、健康管理上、食事、栄養は極めて重要な要素の一つとなります。

つきましては、貴会におかれましても被災地での栄養・食生活支援の協力について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、支援に当たっては、被災自治体と十分な連携の下、被災地の状況に応じ特殊栄養食品ステーションを設置し、個別の対応が必要な方々に、ニーズに応じた食品等を提供する体制を整備くださいますよう、お願いいたします。

・日本栄養士会は、今後、特殊栄養食品ステーションの追加設置も視野に、企業と調整し、乳児用液体ミルク、離乳食、高齢者等向けのやわらか食等を確保。金沢市の県栄養士会に、5日以降順次届くよう手配。

1月4日【木曜日】3日目

厚生労働省 医政局
令和6年能登半島地震医療関係団体等緊急連絡会議
第一報 厚労省9F 15:00より開催

関係者各位

令和6年1月4日
厚生労働省医政局総務課

令和6年能登半島地震医療関係団体等緊急連絡会議について
(出席依頼)

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震について、関係者が連携して被災地支援に取り組めるよう、この度、下記のとおり、厚生労働省及び医療関係団体等において、被災地支援に関する取組状況を共有するための緊急連絡会議を開催することといたしました。関係団体の皆様におかれましては、御多用とは存じますが、ご出席のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

記

日時：令和6年1月4日（木）15時00分～16時00分
※諸状況により、開始時間が前後する場合があります
※厚生労働大臣出席予定
※冒頭のみ、報道関係者のビデオ撮影等可能

会場：厚生労働省（中央合同庁舎5号館）9F省議室・オンライン
Zoomオンライン会議：<https://zoom.us/j/92197620328?pwd=MHdxTTUxdl19mbkVGZjFmU3JwVFhGUtO9>
会議ID：921 9762 0328
パスワード：631132

議事内容：
令和6年能登半島地震への対応について

議事次第：
○厚生労働省から被害状況等の報告
○各団体から対応状況報告

留意事項：
・各団体より、2分程度で被災地支援の取組状況のご説明をいただけますと幸いです。
・説明資料は不要です。万一、資料配布を希望される場合は、11:00までに事務局にご連絡ください。

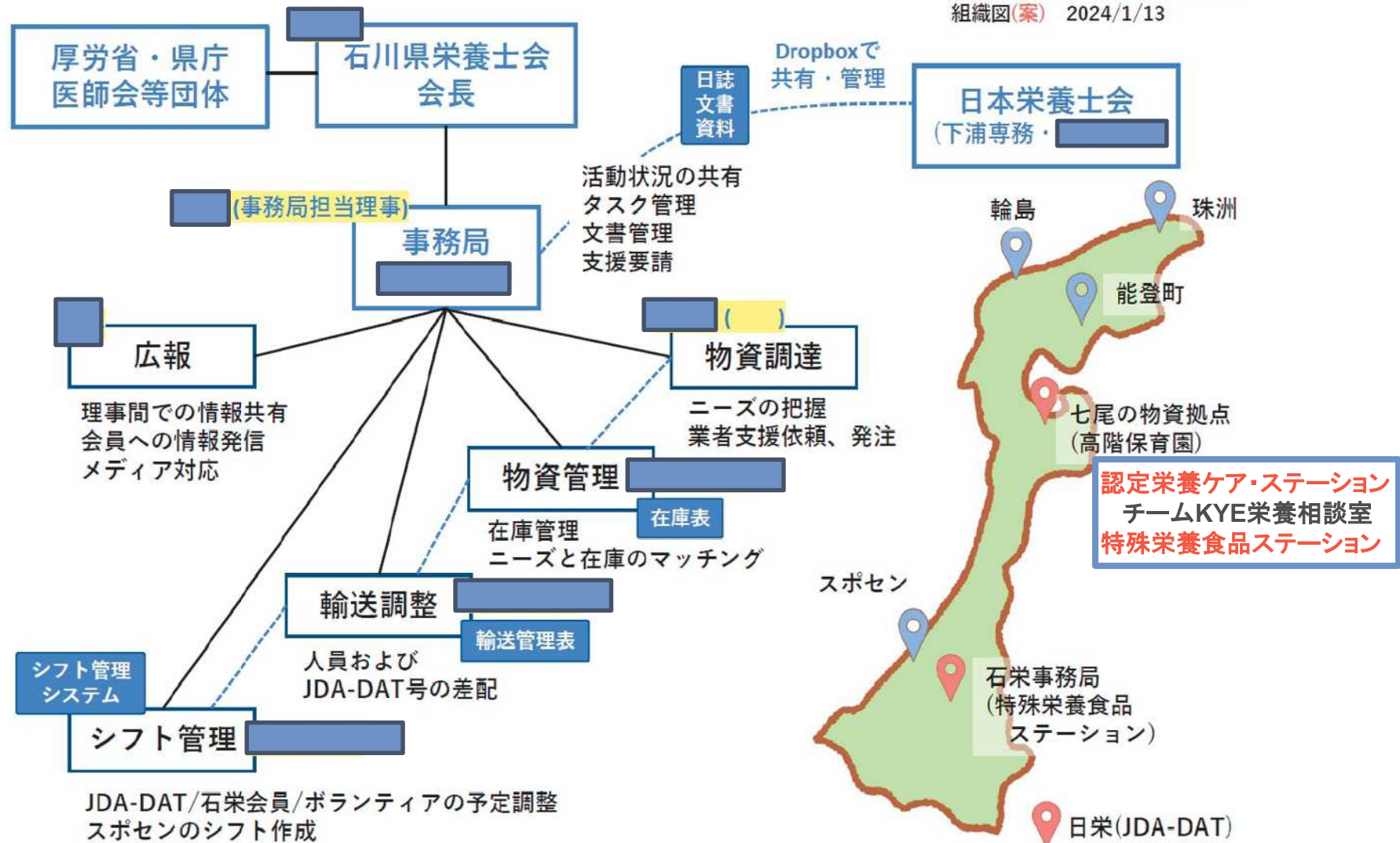
出席団体一覧：【調整中】

日本医師会
日本歯科医師会
日本薬剤師会
日本看護協会
日本病院会
全日本病院協会
日本医療法人協会
日本精神科病院協会
日本透析医学会
日本救急医療リレーション支援協会
日本栄養士会
日本製薬団体連合会
日本医療機器産業連合会
日本医薬品卸売業連合会
全国社会福祉協議会

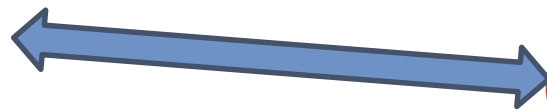
担当：医政局総務課 矢野、乙井（おとい）
電話：03-3595-2189

石川県栄養士会 能登半島地震 災害対策本部体制図

石川県栄養士会 能登半島地震対応
組織図(案) 2024/1/13



1月14日【日曜日】13日目



健 第 3 1 7 6 号
令 和 6 年 1 月 1 日

公益社団法人日本栄養士会
会長 中村 丁次 様

石川県知事 馳 浩
(公印省略)

令和6年能登半島地震における日本栄養士会災害支援チーム (JDA・DAT)
の派遣について (依頼)

日頃から、本県の健康福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和6年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、県内被害が大きいため、被災者への栄養管理に関する支援を賜りたく、貴会所属の支援チームの派遣をお願いいたします。

県栄養士会では当該県本庁との災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書の締結が必須。

石川県庁 × 石川県栄養士会 締結済

(事務担当)

石川県健康福祉部健康推進課
健康づくり推進グループ 神戸

TEL 076-225-1584

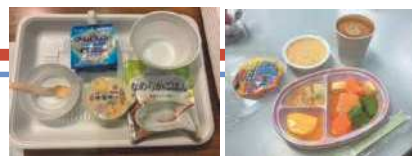
FAX 076-225-1444

令和2年8月25日 埼玉県庁と埼玉県栄養士会と災害協定締結済

【具体例】 令和6年能登半島地震におけるJDA-DAT活動の実際について

1.5次避難所の食事提供サービス・栄養相談

- 石川総合スポーツセンター内での要配慮者への個別対応した食事提供
- にちまが災害支援プロジェクトの運用（衛生面・効率化）



能登半島北部の避難所巡回栄養相談及び物資搬送

- 能登半島南部の七尾市を拠点として、七尾市、輪島市、能登町、志賀町、穴水町、珠洲市等を行政栄養士の指示のもと巡回栄養相談の実施及び適切な栄養管理に資する物資の搬送



特殊栄養食品ステーションによる物資の確保・提供

- 特殊栄養食品ステーションを金沢市の石川県栄養士会事務局に設置。また、七尾市駅前のパトリア内の認定栄養ケア・ステーションチームK Y E 栄養相談室に特殊栄養食品ステーション・サテライト設置。
- 特殊栄養食品を中心に嚥下調整食、食物アレルギー対応食品等を搬送提供



1月8日【祝日】7日目

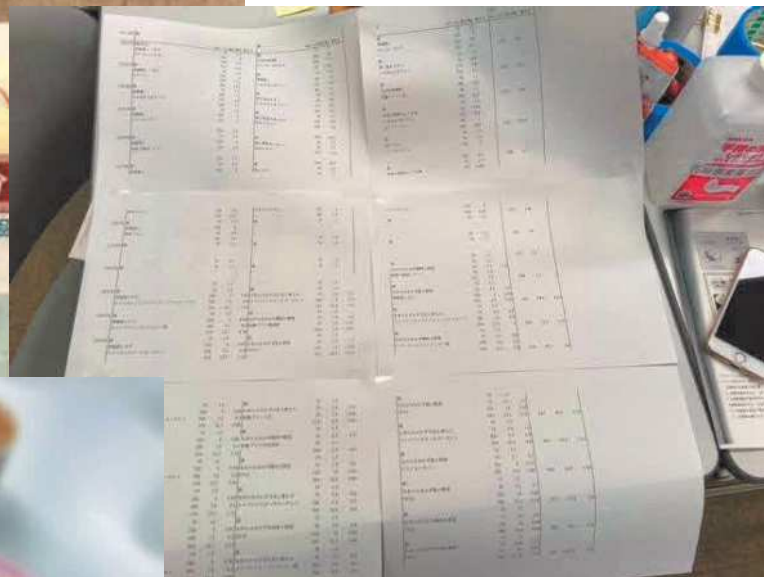
1.5次避難所の開設により、新たなミッションの開始

石川総合スポーツセンター内に設置された1.5次避難所の食事提供が開始され、それを石川県栄養士会に委託される。
そこにJDA-DATがサポートに入ることとなる。



これまで、多人数に対して炊き出し等、栄養士会が直接食材を確保し、調理して、被災者に食事を提供することはなかった。しかし、今回は1.5次避難所（一時待機場所）として、要配慮者（特に嚥下に問題のある高齢者）に対しての食事提供を担うこととなる。

但し、調理設備のない状況での調理はできない為、柔らか食などのレトルト食品や一部宅配弁当の介護食を中心に栄養バランス等を考え、食品を組み合わせて、栄養管理を中心に食数・食種管理、食材の発注・在庫管理、調理、盛り付け、配膳等の調理作業及び栄養相談等を実施。



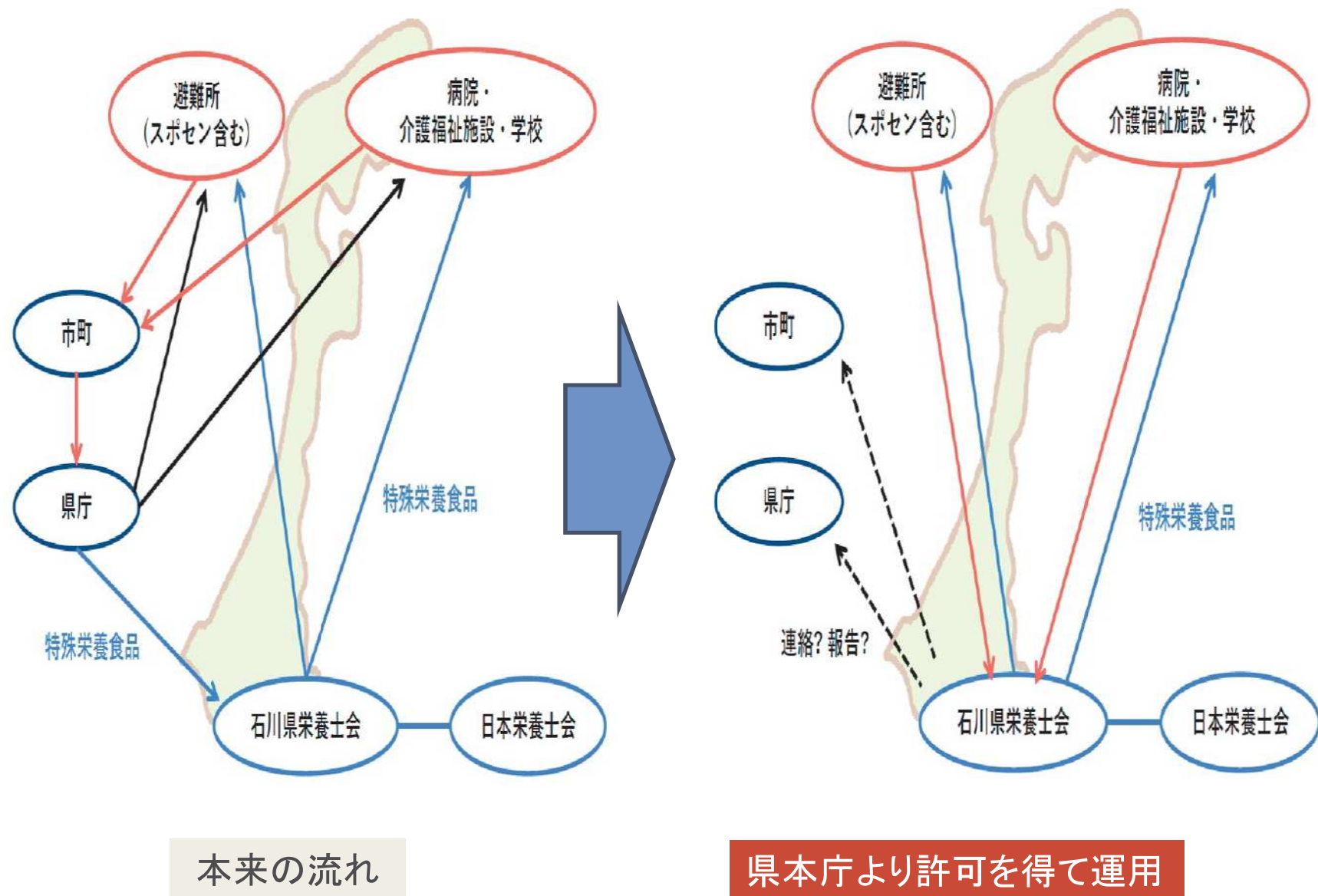
レベル2で約1,000kcal/日

This image shows a printed document with a detailed table of food classification and nutritional information. The table lists various food items and their corresponding classifications, providing a comprehensive reference for dietary management.

日本摂食嚥下リハビリテーション学会
嚥下調整食分類2021と他介護食分類の対応表
マルチパーパス・サブアリーナ入所者に対してレ
ベル0J・1・2・3中心に食事提供

レベル3で約1,300kcal/日

特殊栄養食品の搬入方法について



能登半島地震 JDA-DAT災害支援車両 配置表

石川県栄養士会

- 指揮車両
【アウトランダー】



- NCS号
【ハイエース】



金沢 ↔ 七尾
大量物資搬送用

いしかわ総合 スポーツセンター

- トーアスⅠ号
【豊橋580み993】



派遣者の自家用車



金沢・七尾までは
公共交通機関活用

移動

七尾支援活動拠点

- 河村号
【神戸593た117】



- トーアスⅡ号
【品川483い8187】



- トーアスⅢ号
【神戸583け8187】



1月25日【木曜日】24日目

第18回保健医療福祉調整 本部会議への出席・発言

市町からの管理栄養士の派遣要請について

R6.1.24

○珠洲市

期間：派遣可能日～2月末

人数：4人

活動内容：避難所(支援が入りにくい中小規模の避難所)の食事アセスメント、避難者の食事・栄養相談・指導

○七尾市

期間：2/1～3/31(延長の可能性あり)

人数：2～4人

活動内容：避難所巡回や在宅訪問による食の要配慮者の把握と相談対応

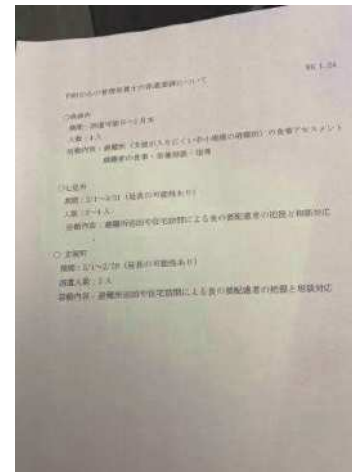
○志賀町

期間：2/1～2/29(延長の可能性あり)

派遣可能日～2月末

人数：2人

活動内容：避難所巡回や在宅訪問による食の要配慮者の把握と相談対応



保健医療福祉調整本部会議 の開催のお知らせ

日時：1月25日(木)13時～
会場：101会議室

※1月24日(水)は開催ありません

発言内容「これまで能登半島北部の医療・福祉施設等の物資支援を重点的に行ってききましたが、少し落ち着いてきたことと、昨日、県本庁担当官より市町の巡回について指示があったことより、当会としても被災者の栄養アセスメント等実施していくこととする。また、1.5次避難所については高齢化率が報告のあったように約80%と高く、摂食嚥下障害の高齢者に対して、管理栄養士として引き続き食事サポートを行っていく」

NHKニュース「令和6年能登半島地震関連」

掲載日	媒体名	発行部数
2024年1月18日(木)	NHKニュース「令和6年能登半島地震関連」	—



放映時間: 12時34分～12時41分

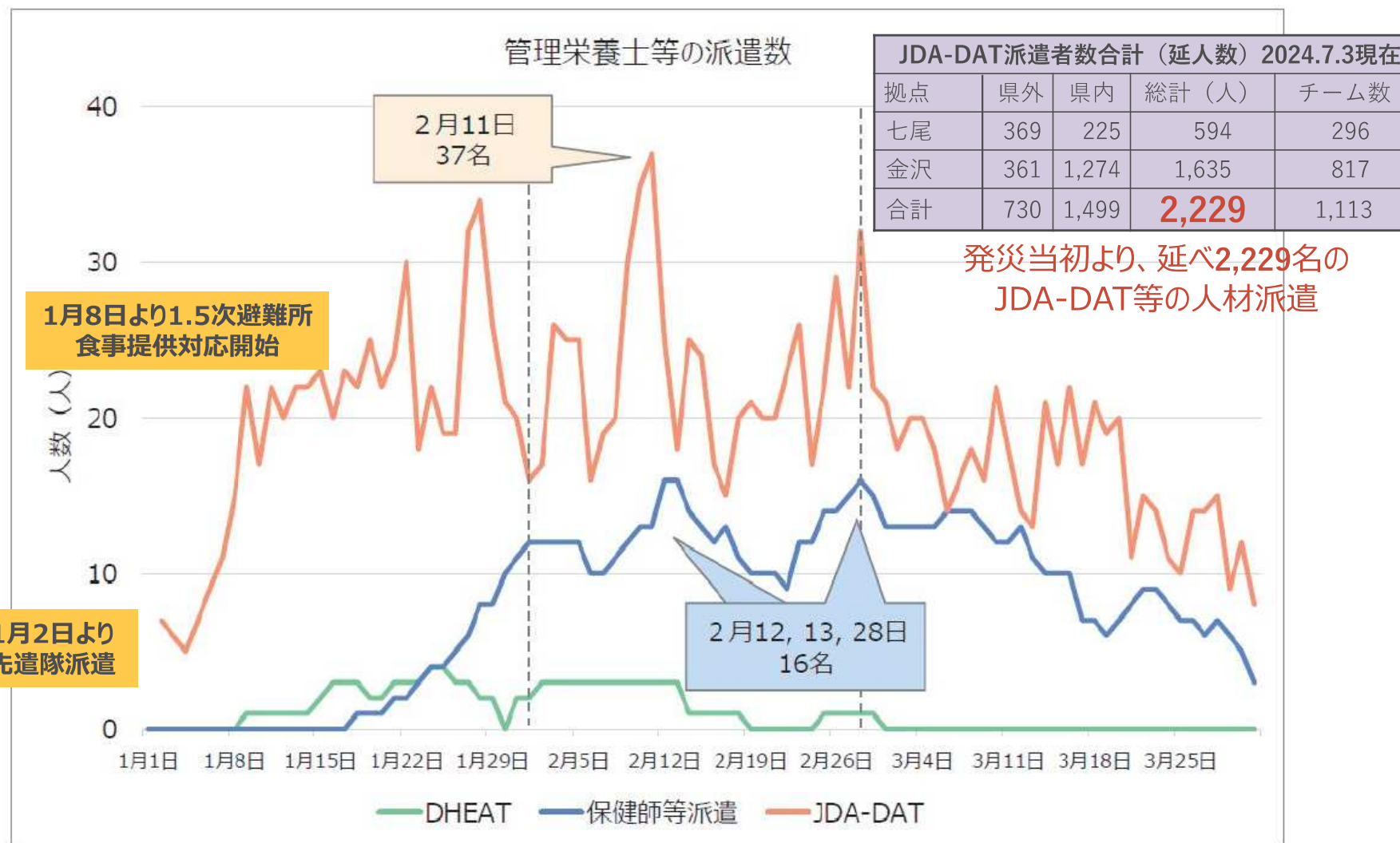
下浦専務理事が出演、避難生活の食の注意点について解説を行った。

【密着】被災地の食生活をサポート
「支援物資を上手に組み合わせて」
長引く避難生活にひと工夫を、日本栄養士会の災害支援チーム

支援物資を上手に組み合わせて」長引く避難生活にひと工夫を、日本栄養士会の災害支援チーム - YouTube

能登半島地震のJDA-DATの災害支援について
テレビ金沢の掲載について報告。

令和6年能登半島地震での管理栄養士等の派遣者数



石川県庁、日本栄養士会等提供資料を基に栄養指導室にて作成

厚生労働省健康・生活衛生局 健康課栄養指導室 全国保健所管理栄養士会講演資料より一部改変



今回の災害支援から見えてきた今後の課題について

1.5次避難所の食事提供サービス・栄養相談

- 要配慮者の個々に配慮した適切な食事提供→**人材の確保(管理栄養士・調理師等)**
- 長期化に伴う衛生管理及び運用の適正化→**場所・機材等の厨房設備の確保**



能登半島北部の避難所巡回栄養相談及び物資搬送

- 被災地各市町の行政栄養士及びDHET管理栄養士とJDA-DATとの連携体制
→**迅速化を図るための平時からの体制と災害時の初動体制の構築**
→**衛生部局と物資担当部局との効果的連携**
- 被災者とのコミュニケーション能力等、資質の担保→**人材育成研修の充実**



特殊栄養食品ステーションによる物資の確保・提供

- 認定栄養ケア・ステーションに特殊栄養食品ステーション・サテライトを設置
→**備蓄食品等を確保するための財源の確保**
- 特殊栄養食品を中心とした嚥下調整食、食物アレルギー対応食、ビーガン・ハラル食等の速やかな物資確保と搬送提供体制の構築
→**企業及び学会・多組織等との事前協定等の締結**



これらすべての活動において、官民との連携は必須である。

災害対策法制上の位置付け

我が国の災害対策法制は、災害の予防、**発災後の応急期**の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期**における**応急救助**に対応する主要な法律である。

■災害が発生するおそれがある場合の対応



■災害が発生した場合の対応



		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整 （基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 （法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし （法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

（出典）災害救助法の概要（令和7年6月）

（公社）日本栄養士会公衆衛生事業部長 諸岡歩氏資料より

「経済財政運営と改革の基本方針2024」

(令和6年6月21日 閣議決定) (抄)

骨太方針2024

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
8. 防災・減災及び国土強靱化の推進(2) 東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興 網羅的
(能登半島地震からの復旧・復興等)

令和6年能登半島地震により、石川県を始め北陸地方を中心に甚大な被害が発生し、救命救助、道路啓開、プッシュ型の物資支援、二次避難の支援等を行ってきた。引き続き、一日も早い被災者の生活・生業の再建、災害関連死の防止、インフラ等の復旧、公費解体や職権滅失登記の推進、地域特性をいかした復興まちづくり計画の策定支援、農林水産業や文化芸術の創造的復興等を全力で進めるとともに、石川県の復興基金における取組等を支援する。奥能登版デジタルライフライン整備への支援や新技術の活用等により、奥能登の復興が人口減少地域における地方創生のモデルとなることを目指す。復興状況に応じた能登地域の手厚い旅行需要喚起策等による観光復興に取り組む。

また、今般の災害対応で得た知見をいかし、**災害対応に係る取組を更に充実強化**する。警察・消防・自衛隊等による最初期の対応、被災自治体への国等の支援や、**災害派遣医療チーム(DMAT)等※**の医療福祉関係者、民間事業者、**専門ボランティア団体等との連携強化による初動対応、避難所運営、物資の調達・輸送、広域・在宅避難等への支援など災害応急対策の取組強化**、災害時のデジタル人材支援、災害に備える意識醸成や実践的訓練、必要な制度見直し等を行う。

※ 災害派遣精神医療チーム、日本医師会災害医療チーム、災害支援ナース、日本災害歯科支援チーム、日本災害リハビリテーション支援協会、**日本栄養士会災害支援チーム**、災害時感染制御支援チーム、災害派遣福祉チーム等。

行政をはじめとして、それぞれの組織、専門職種等が最高のパフォーマンスを繋いでスクラムを組んで課題にぶつかる。



異なる専門的知見や技術を持ち寄り、多職種・多組織連携で問題を解決する



防災基本計画（令和6年6月28日中央防災会議決定）（抄）

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所

（1）指定避難所の開設

（2）指定避難所の運営管理等

市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、**食事供与の状況**、トイレの設置状況等**の把握に努め、必要な対策を講じるものとする**。また、**避難の長期化等必要に応じて**、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、**管理栄養士**等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、**食料の確保、配食等の状況**、し尿及びごみの処理状況など、**避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事**や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、**必要な措置を講じるよう努めるものとする**。

参考

防災基本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画である。令和6年6月28日、防災基本計画が修正された。

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

災害救助法

(従事命令)

第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、福祉、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療、福祉又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)(抄)

(公布日: 令和7年6月6日 施行日: 令和7年7月1日)

(医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

一 (略)

二 **栄養士、管理栄養士**、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士

三 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者

四~十一 (略)

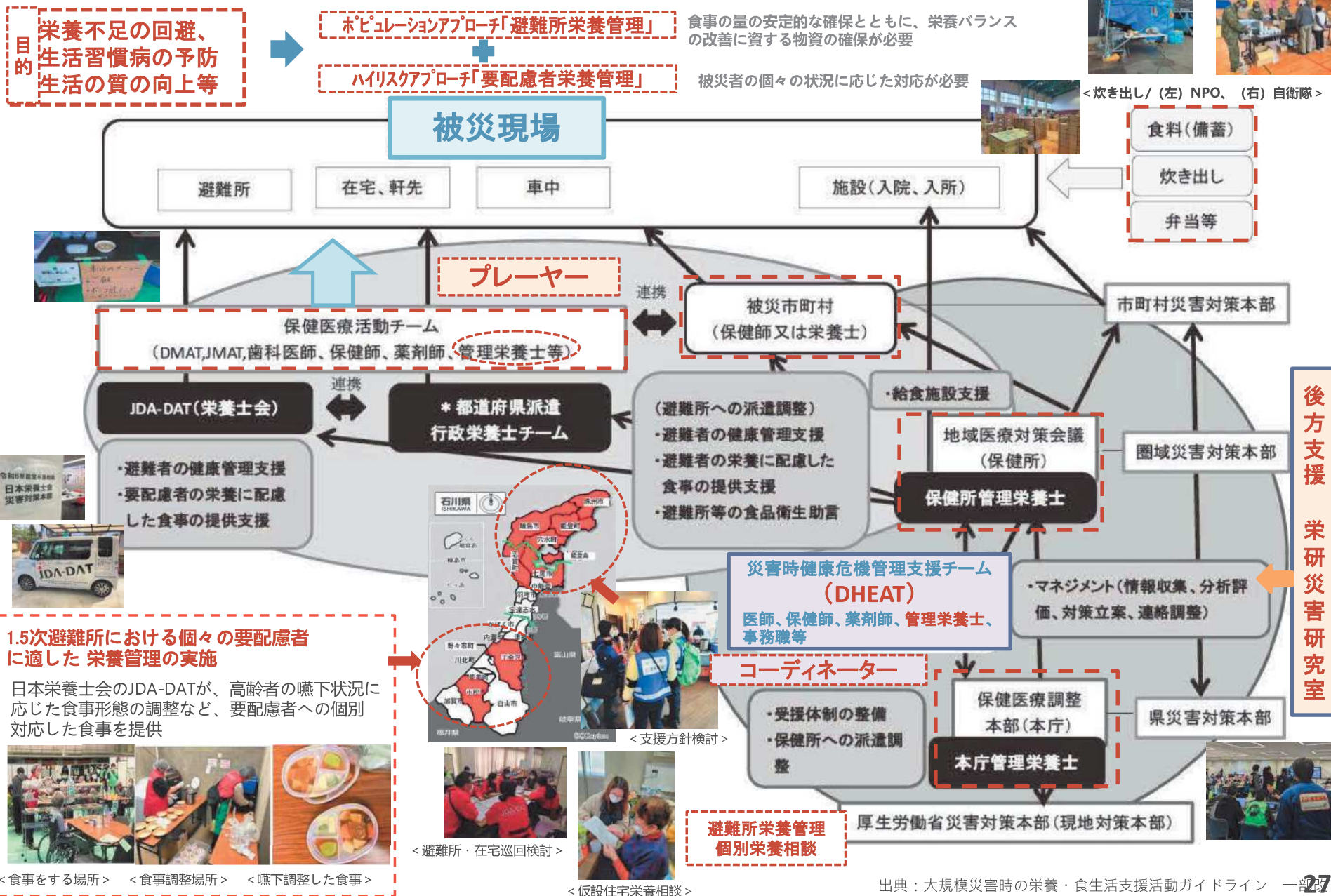
災害時における被災地外からの医療・保健に関わるチームの一例



 The Japan Exercise Association
JDA

参考

大規模災害時の栄養・食生活支援体制



Menu of Today

1. はじめに
2. 日本栄養士会 災害支援チーム
(JDA-DAT)の支援活動について
～令和6年能登半島地震でのJDA-DAT栄養・食生活支援活動～
3. 平時からの行政栄養士とJDA-DAT
等との連携について
4. 今後の課題について
5. おわりに

3. 平時からの行政栄養士とJDA-DAT等との連携について

地域防災における災害対応の考え方

自助・共助

「自助」＝自らの身は自らが守る。

家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難する等、自分で自分・家族・財産を守る事。

自分を守るのは「自助の力」

「共助」＝地域のことは地域で守る。

地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、近隣の人たちと助け合うこと。

自分ひとりで対応出来ない状況になった時に頼るのが「共助の力」

⇒状況に応じて自分も共助に参加する（助ける側）意識が前提

「公助」＝行政機関による救助活動や支援物資の提供。

行政機関が個人や地域の取り組みを支援したり、自助・共助で対応出来ない大枠の活動や組織づくり・支援のこと。

地域全体の状況を安定させ、復旧・復興に向かうための動きが「公助の力」

⇒公助（援助）が円滑に実施されるには「共助」との連携が効果的

公助

患者・入所者等の栄養管理

BCP(業務継続計画)

災害時の給食マニュアル

(作成・活用)

- ・非常食と備蓄食品
(非常用の献立作成)
- ・備蓄食品の内容と保管管理
- ・食品の流通状況の把握
(支援物資・自己調達等)
- ・設備の整備
(インフラ・厨房機器等)
- ・災害時の安全(衛生的)管理

訓練等の実施

災害時の 栄養管理

被災者の栄養管理

被災状況の把握

(医療救護班等との帯同)

(避難所等の巡回)

備蓄・支援物資の頒布
(特殊栄養食品ステーション)

炊き出し

災害時要配慮者への対応

栄養相談・指導

食生活状況調査

安全(衛生的)管理

食環境(排泄環境も含む)

自助・共助

施設等での 栄養管理

公助

避難所等での 栄養管理

病院、老人・障害・児童等
福祉施設、学校等の給食施設

避難所・仮設住宅・自宅等

災害時に知っておいて欲しい栄養の七つのポイント

1)水分が十分に摂れているか

2)食事がしっかり摂れているか

(まず、エネルギー、次にたんぱく質、水溶性ビタミン)

3)避難所の食事環境を改善できるか

4)食料の過不足に対応できているか

5)炊き出しの提供や献立が適正に作成
されているか

6)安全(衛生的)に食べられているか

7)身体を動かしているか

2)食事がしっかり摂れているか

スフィア・プロジェクト

埼玉県S市の被災者10,000人の1ヶ月間に必要な物資の量は？ 1世帯あたりの人数：平均2.5人

必要な物品	1人当たりの必要量	計算方法	10,000人の1ヶ月量
小規模避難用テント (100m ²)	畳一畳 3.5m ²	10,000 ÷ (100/3.5)	約350張
食糧	2,100kcal／日 炭水化物(1g=4kcal)	2,100 ÷ 4 × 10,000 × 30	157.5t
水	15ℓ／日	15ℓ × 10,000 × 30	4,500kℓ
給水車	生存に必要な水3ℓ 基本的な衛生上の水6ℓ 基本的な調理ニーズ水6ℓ 日2往復 5kℓ裁量	4,500 ÷ 5 ÷ 2	450台
水コンテナ	最低2個	2 × (10,000 ÷ 2.5)	8,000個
仮設トイレ	20人に1ユニット 男女比は1:3	男10,000 ÷ 20 × 1/4 女10,000 ÷ 20 × 3/4	男125ユニット 女375ユニット
枕・毛布	1人に1セット	1人 × 10,000	10,000セット
石鹸	1人250g(約1ヶ月)	250g × 10,000	約2.5t

スフィア・プロジェクト 人道憲章と人道対応に関する最低基準より抜粋





食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1日分

料理例

5-7 主食 (ごはん、パン、麺)
ごはん(中盛り)だったら4杯程度

5-6 副菜 (野菜、きのこ、いも、海藻類等)
野菜料理5皿程度

3-5 主菜 (肉、魚、卵、大豆料理)
肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度

2 牛乳・乳製品
牛乳だったら1本程度

2 果物
みかんだったら2個程度

1つ分	ごはん(中盛り)1杯	パン(中盛り)1枚	うどん1杯	ラーメン1杯	そば1杯	カレーライス1杯
15つ分	ごはん(中盛り)1杯	うどん1杯	そば1杯	カレーライス1杯	ラーメン1杯	そば1杯
1つ分	野菜料理1皿	きのこ料理1皿	いも料理1皿	海藻類料理1皿	豆腐料理1皿	揚げ物1皿
2つ分	野菜料理2皿	きのこ料理2皿	いも料理2皿	海藻類料理2皿	豆腐料理2皿	揚げ物2皿
1つ分	肉料理1皿	魚料理1皿	卵料理1皿	大豆料理1皿	肉料理1皿	魚料理1皿
3つ分	肉料理3皿	魚料理3皿	卵料理3皿	大豆料理3皿	肉料理3皿	魚料理3皿
1つ分	牛乳1本	ヨーグルト1杯	チーズ1切れ	バター1切れ	牛乳1本	ヨーグルト1杯
2つ分	牛乳2本	ヨーグルト2杯	チーズ2切れ	バター2切れ	牛乳2本	ヨーグルト2杯
1つ分	みかん1個	りんご1個	バナナ1本	葡萄1房	みかん1個	りんご1個
2つ分	みかん2個	りんご2個	バナナ2本	葡萄2房	みかん2個	りんご2個

※5%とはサービング(食事の提供量の単位)の略

The Japan Dietetic Association
jda

避難所における栄養の参照量

厚生労働省健康局総務課 生活習慣病対策室/事務連絡
1歳以上、1人1日当たり

エネルギー・栄養素	その1:避難所における食事提供の 計画 ・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（震災後1～3カ月）	その2:避難所における食事提供の 評価 ・計画のための栄養の参照量（震災後3カ月～）
	2011年4月21日発出	2011年6月14日発出
エネルギー	2000kcal	1800～2200kcal
たんぱく質	55g	55g以上
ビタミンB ₁	1.1mg	0.9mg以上
ビタミンB ₂	1.2mg	1.0mg以上
ビタミンC	100mg	80mg以上

※日本人の食事摂取基準（2010年版）および各栄養素の摂取量（2007年国勢調査結果）に基づいて再計算した。エネルギーおよび各栄養素の摂取量は、身

摂ってほしい量
RDAベース

必要量
EARベース

孫田，笠岡(坪山)ら. 栄養学雑誌. 2013



表4－4

表2 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量
－対象特性に応じて配慮が必要な栄養素について－

目的	栄養素	配慮事項
栄養素の摂取不足の回避	カルシウム	骨量が最も蓄積される思春期に十分な摂取量を確保する観点から、特に6～14歳においては、600mg/日を目安とし、牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜、小魚など多様な食品の摂取に留意すること
	ビタミンA	欠乏による成長阻害や骨及び神経系の発達抑制を回避する観点から、成長期の子ども、特に1～5歳においては、300 μ g RE/日を下回らないよう主菜や副菜（緑黄色野菜）の摂取に留意すること
	鉄	月経がある場合には、十分な摂取に留意するとともに、特に貧血の既往があるなど個別の配慮を要する場合は、医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の一次予防	ナトリウム（食塩）	高血圧の予防の観点から、成人においては、目標量（食塩相当量として、男性 9.0 g 未満/日、女性 7.5 g 未満/日）を参考に、過剰摂取を避けること

避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実際について（事務連絡）

平成23年6月14日 厚生労働省健康局

【同様の通知が平成30年西日本豪雨災害時にも派出されている。】

「避難所における食事の提供に係る適切な栄養管理の実施について」

輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町衛生主管部（局）長宛て
石川県健康福祉部健康推進課長 事務連絡（令和6年2月27日）

被災以来、避難所の被災者に対する食事の提供にご尽力いただいているところですが、被災後2か月を過ぎ、避難生活の長期化が予測される中、被災者に対し、栄養不足の回避、生活習慣病の予防、生活の質の向上等のために、健康・栄養状態等を踏まえた食事の提供や評価を行い、適切な栄養管理を図る体制の整備が急務となっています。

ついては、今般、厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室の技術的助言を受け、別紙のとおり、被災後2か月以降の避難所における食事の提供のための栄養の参照量をお示しするとともに、食事提供に係る留意事項を取りまとめました。避難所における食事の提供に当たっては、管理栄養士の活用等により、長期化に対応して、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者に対する配慮等、地域や避難所の実情を十分に考慮し、食事回数や食事の量及び質の確保・調整を行い、適切な栄養管理に努めてくださいますようお願いいたします。

（参考）避難所における食事の提供のための栄養の参照量について

1 本参照量は、避難所生活が長期化する中で、栄養素の摂取不足を防ぎ、かつ生活習慣病を予防するため、栄養バランスのとれた適正量を安定的に確保する観点から目安となる量として提示するものである。

2 略

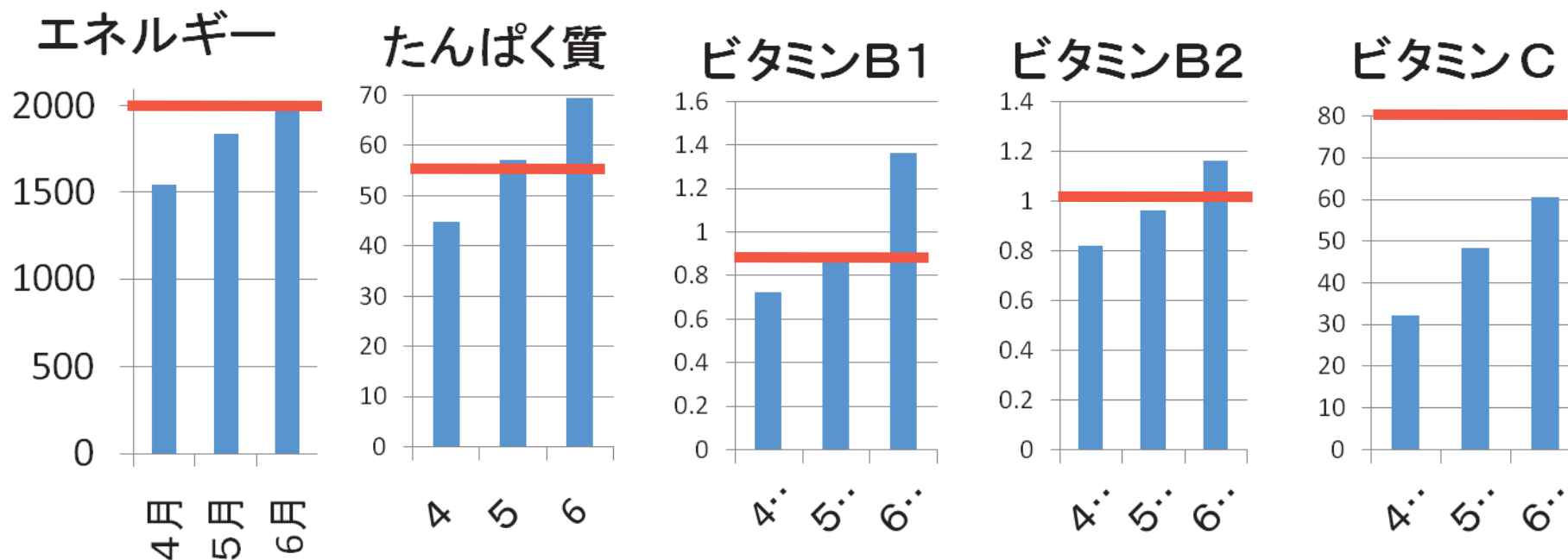
エネルギー・栄養素	1歳以上、1人1日当たり
エネルギー	1,800～2,200 kcal
たんぱく質	65～100 g
ビタミンB ₁	0.9 mg 以上
ビタミンB ₂	1.0 mg 以上
ビタミンC	80 mg 以上

※日本人の食事摂取基準（2020年版）で示されているエネルギー及び各栄養素の値を基に令和2年国勢調査結果（石川県）で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出

避難所の食事提供状況の推移

～宮城県避難所における食事提供状況調査から～

避難所における食事提供の~~評価~~計画のための栄養の参照量（震災後3カ月～） 2011年6月14日発出



第3回避難所食事状況・栄養関連ニーズの調査結果、宮城県、2011

災害時に報告される健康問題

精神的・身体的に不安定となる。

食欲も減退し、栄養不良が生じやすい。

精神的・身体的ストレスにより、抑うつ、不安状態、睡眠障害、アルコールの多飲やたばこの喫煙量の増加等が生じる。

風邪、便秘、下痢、口の中がアザ（口内炎、口角炎）等の症状も多い¹。

血糖や血圧の悪化も見られる。

食欲の減退は多くみられる。

栄養欠乏症を回避するには

・ビタミンB₁を完全に除去した食事を与えると、2週間後に血中濃度が減少、4週間以内に欠乏症状が出現。
（桂ら、ビタミン、1954）

・阪神・淡路大震災 約2か月後の避難所で、緑黄色野菜の摂取頻度が低くなるほど、
（かぜ、せき、胃腸障害）の数が増大。魚介類の摂取頻度低下でも同様の傾向。

（奥田ら、日本生理人類学会誌、1996）



1か月以上 偏った食事が続く状況は好ましくない、
早期より避難所の食事環境を整える必要がある。

4. 今後の課題について

お願い

災害時の栄養・食生活支援において、行政栄養士等に**知っておいて欲しいこと**

1. 行政栄養士(特に市町村)が 被災地の栄養を担う中心的な役割になることを自覚しておいてほしい。
2. JDA-DATは被災地の行政栄養士の指揮下で活動することを原則としている。行政栄養士の業務をサポートする助っ人の役割であるので、負担に感じないで手足として使ってほしい。
3. 東日本大震災では、自らも被災者であるため、災害時対応が十分に出来なかった行政栄養士もおられた。JDA-DATの体制も十分でなく、栄養士派遣に対して混乱を生じた場合もあった。平常時からのシミュレーションが不可欠であり、普段から顔の見える関係作りを行い、連携してほしい。
4. 「特殊栄養食品ステーション」の設置候補場所を平常時から複数個所検討しておいてほしい。
5. 各都道府県のDHEATのメンバーに入るよう積極的に行動してほしい。災害時には管理栄養士により早期から栄養・食生活支援活動が重要であることを平時から自組織の関係者に周知する。
6. JDA-DAT研修は上記の為にも参考になるため、積極的に受講してほしい。
7. 各都道府県栄養士会との災害協定等の締結をお願いしたい。

災害時の栄養状態、食生活、環境等を改善するには



両方を並行して実施

DHEAT

行政栄養士

情報共有



管理栄養士
栄養士



集団（避難所）
全体の底上げ

ポピュレーション
アプローチ



要配慮者（災害弱者）
の個別ケア

ハイリスク アプローチ

行政組織との連携

被災者の栄養・
食生活改善

多職種との連携



都道府県栄養士会におけるJDA-DAT運営例

災害時の派遣にかかる経費は、都道府県栄養士会が負担し、支援活動終了後に日栄会長に経費の要求を行う。

災害時

日本栄養士会
厚生労働省
都道府県
市町村

JDA-DAT
派遣要請

都道府県
（会長）
栄養士会

JDA-DAT

被災地

被災地支援派遣

防災啓発支援活動

行政や地域等の
防災事業

毎年養成
（10年計画）

2年に1回以上受講

スタッフ養成研修

スタッフ・リーダー
教育研修

毎年派遣

日栄主催
リーダー養成研修

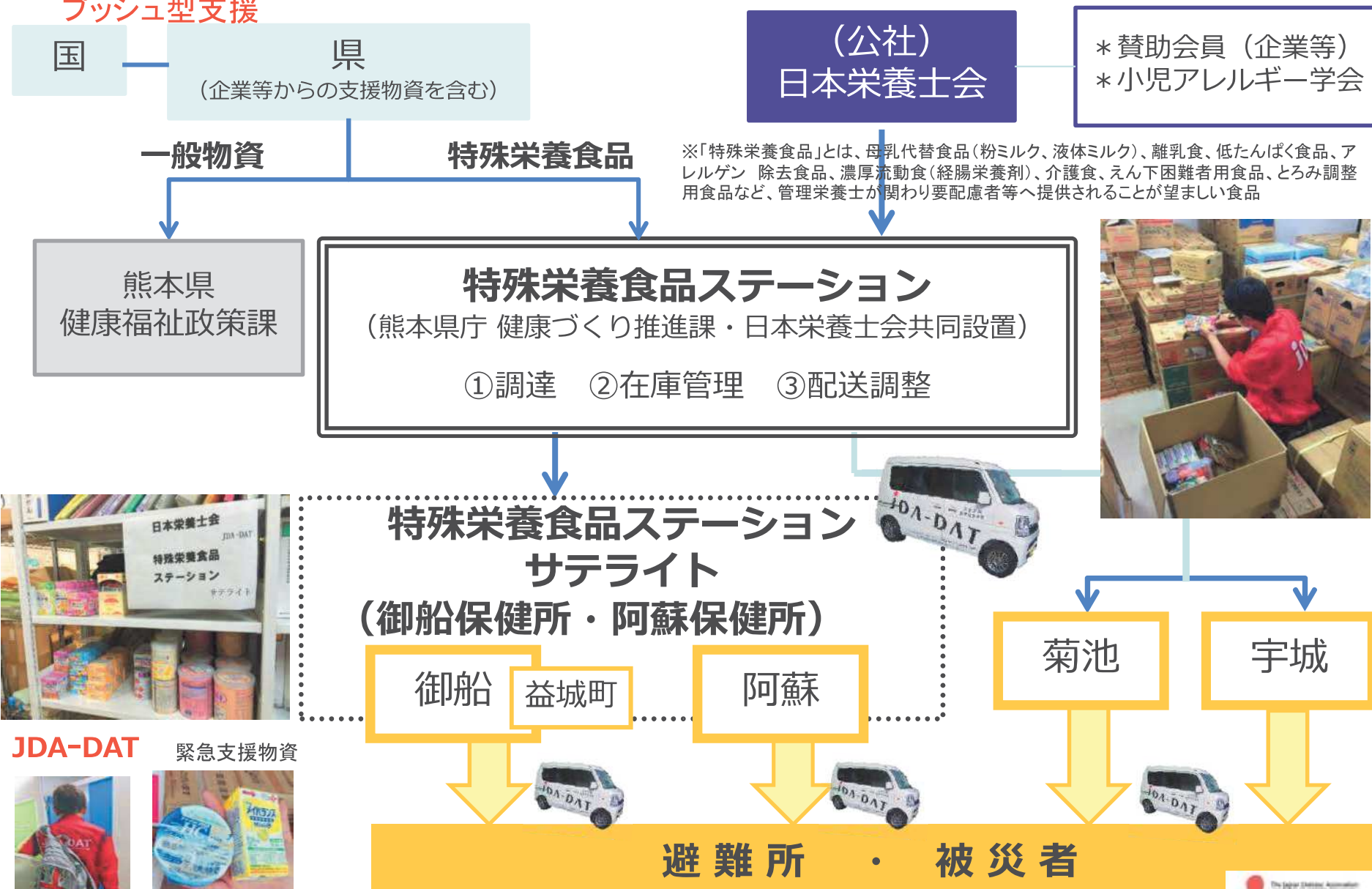
平時

The Japan Dietetic Association
JDA

平時の養成研修等にかかる経費は、都道府県栄養士会が負担する。

特殊栄養食品ステーションの取り組み(熊本地震の例)

プッシュ型支援



特殊栄養食品ステーション: 要配慮者が必要とする特殊栄養食品(粉ミルク、液体ミルク、離乳食、食物アレルギー対応食、濃厚流動食・経腸栄養剤、介護食、とろみ剤、低タンパク食など)を提供するために-被災地内に設置した拠点。

地域包括ケアの推進に向けた栄養・食生活支援体制

～地域住民（高齢者）の自立した生活に向けた取り組み～



災害時の栄養・食生活支援において、行政栄養士等に知っておいて欲しいこと

1. 行政栄養士(特に市町村)が 被災地の栄養を担う中心的な役割になることを自覚しておいてほしい。
2. JDA-DATは被災地の行政栄養士の指揮下で活動することを原則としている。行政栄養士の業務をサポートする助っ人の役割であるので、負担に感じないで手足として使ってほしい。
3. 東日本大震災では、自らも被災者であるため、災害時対応が十分に出来なかった行政栄養士もおられた。JDA-DATの体制も十分でなく、栄養士派遣に対して混乱を生じた場合もあった。平常時からのシミュレーションが不可欠であり、普段から顔の見える関係作りを行い、連携してほしい。
4. 「特殊栄養食品ステーション」の設置候補場所を平常時から複数個所検討しておいてほしい。

繋ぐ 今後への取り組みについて

5. 各都道府県のDHEATのメンバーに入るよう積極的に行動してほしい。災害時には管理栄養士により早期から栄養・食生活支援活動が重要であることを平時から自組織の関係者に周知する。
6. JDA-DAT研修は上記の為にも参考になるため、積極的に受講してほしい。
7. 各都道府県栄養士会との災害協定等の締結をお願いしたい。

JDA-DAT災害支援活動例

厚生労働省・
都道府県庁
災害対策本部

日本栄養士会
災害対策本部

学会・NPO等

後方支援チーム
(本部運営含む)

EMIS(広域災害救急医療情報システム)からの情報収集及び発信、
栄養価把握・弁当提案・自衛隊
メニュー提案・本部支援等

被災都道府県栄養士会
災害対策本部

DiMSの活用

派遣・参集
JDA-DATチーム

(仮称) INSPRD(国際栄養
支援専門登録管理栄養士)

情報収集

記録・報告

行政栄養士

医療救護班
等への帯同

- ・DMAT(災害派遣医療チーム)
- ・JMAT(日本医師会災害医療チーム)
- ・PCAT(日本プライマリ・ケア連合学会東日本大震災プロジェクトチーム)等

1.5次避難所等
への食事対応

能登半島
地震対応

避難所巡回
搬送等

- ・栄養相談
- ・物資搬送
- ・感染対応 等



DHEAT

特殊栄養食品
ステーションの設置



特殊栄養食品
ステーション
サテライトの設置

認定栄養ケア・
ステーションの活用

- ・防衛省等からの協力依頼
(はくおうホテルシップ)
- ・その他

日本栄養士会災害支援チーム JDA-DATの研修体系

但し、JIMTEF及びDMATについては参加勧奨・推奨レベル



災害栄養専門管理栄養士(私案)

JDA-DAT リーダー登録証

(表)

JDA-DATリーダー登録証
(日本栄養士会災害支援チーム)
The Japan Dietetic Association
- Disaster Assistance Team registration card

ふりがな

氏名
(アルファベット)

登録番号: L00000

登録年月日

公益社団法人 日本栄養士会
〒105-0004 東京都港区新橋5-13-5 新橋MCVビル6F



(裏)

【注 意】
活動するときは、この登録証を常に携帯しなければならない。

緊急連絡先 03-5425-6555(勤務先)

血液型 型
生年月日 年 月 日

DMAT・Logistics

JIMTEF

JDA-DAT Leader

JDA-DAT Staff

Disaster Volunteer



JIMTEF
国際医療技術財団
災害医療研修委員会
ベーシックコース
アドバンスコース
スキルアップコース

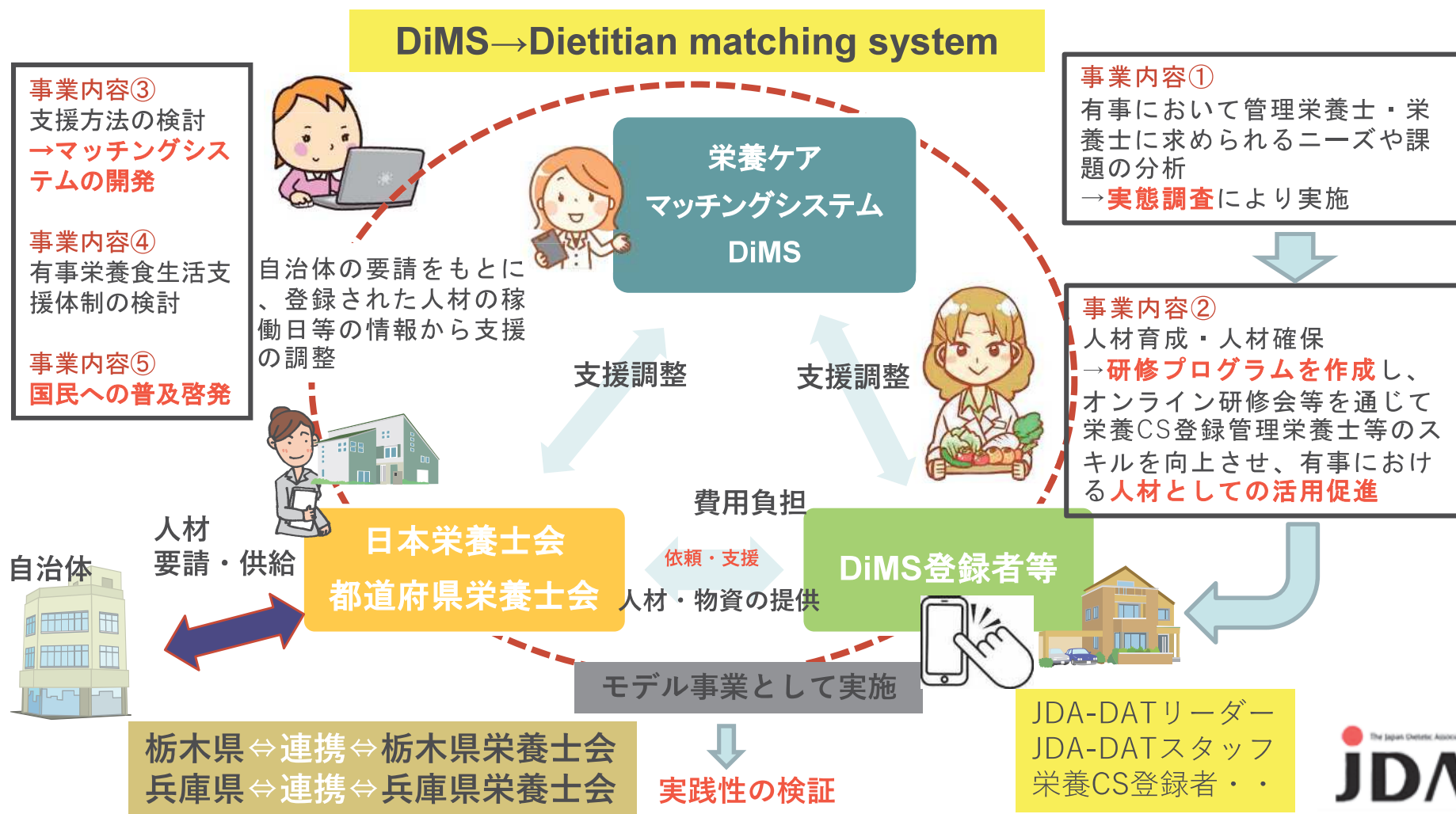
生涯教育制度

JDA-DATリーダー研修及びスキルアップ研修は日本栄養士会が担い、JDA-DATスタッフ研修は都道府県栄養士会が担う。
災害ボランティアについては栄養士会が行う生涯教育にて基本的な災害研修を受講

リーダーはゴールド、スタッフはホワイトになります。



有事栄養ケア支援事業は、自治体と都道府県栄養士会を繋ぐ新しいカタチのプラットフォーム。**自然災害や新興・再興感染症等が発生した有事**において、専門性を生かし、必要な時に人的・物的支援ができるように、ICTを利用して、都道府県栄養士会や認定栄養CSの管理栄養士と自治体のニーズをマッチングする。2021年度はモデル事業として実施。



自治体と栄養士会との災害時の栄養・食生活支援活動にかかる協定

都道府県 栄養士会	締結年月日	締結先	表題
新潟県	平成9年2月14日	新潟県	災害時の救護活動に関する協定書
京都府	平成19年8月6日	京都府	災害時等における京都府栄養士会の協力に関する協定
広島県	平成25年2月15日	広島県	広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書
鳥取県	平成25年3月25日	鳥取県	災害時における鳥取県栄養士会の協力に関する協定書
岩手県	平成27年2月6日	岩手県	災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定
徳島県	平成28年2月18日	徳島県	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書
神奈川県	平成28年4月26日	神奈川県	災害時の医療救護活動についての協定書
岡山県	平成28年8月19日	岡山県	岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書
鹿児島県	平成29年3月30日	鹿児島県	災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定 災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定実施細目
兵庫県	平成29年3月30日	神戸市	災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定
高知県	平成29年5月15日	高知県	大規模災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
兵庫県	平成29年5月22日	兵庫県	災害時における栄養・食生活支援活動に関する兵庫県と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定書 災害時における栄養・食生活支援活動に関する兵庫県と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定実施細目
石川県	平成29年6月30日	石川県	災害時の医療救護等に関する協定書
鹿児島県	平成29年9月27日	鹿児島市	災害時における福祉避難所等の人的支援に関する協力協定書 災害時における福祉避難所等の人的支援に関する協力協定書細目
大阪府	令和元年5月8日	大阪府	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
大阪府	令和元年5月28日	大阪市	災害時における栄養・食生活支援に関する大阪市と公益社団法人
長崎県	令和元年10月18日	長崎県	災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定書
愛知県	令和2年3月24日	愛知県	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
三重県	令和2年3月25日	三重県	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
佐賀県	令和2年4月27日	佐賀県	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
埼玉県	令和2年8月25日	埼玉県	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
栃木県	令和2年9月24日	栃木県	災害時における医療救護活動に関する協定書
愛媛県	令和2年10月15日	愛媛県	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定
東京都	令和2年12月28日	東京都	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
岐阜県	令和3年3月22日	岐阜県	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
山形県	令和3年3月24日	山形県	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

長野県 令和3年5月20日
 山梨県 令和3年9月17日
 滋賀県 令和3年10月22日
 山口県 令和3年3月19日
 大分県 令和4年11月21日
 静岡県 令和5年3月28日
 奈良県 令和5年4月20日
 東京都墨田区 令和2年10月28日
 東京都練馬区 令和3年1月14日
 東京都足立区 令和3年12月27日
 東京都国立市 令和4年3月28日
 東京都葛飾区 令和4年3月31日
 東京都八王子市 令和4年9月26日
 東京都東村山市 令和5年2月8日
 東京都台東区 令和5年3月14日
 東京都板橋区 令和5年4月1日
 東京都清瀬市 令和5年9月15日

30都府県2政令市5市6区締結済

計43自治体 R5.11月末

令和3年3月24日現在 24都府県3政令市締結済

行政栄養士として日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)と**連携**する際には、以下の点が重要であると考ええる。

1. 役割分担の明確化

- **行政栄養士の役割**: 地域住民の健康維持、行政との調整、被災地における栄養管理の指針策定。
- **JDA-DATの役割**: 専門的な栄養支援(食事の栄養バランス、食物アレルギー対応、要配慮者への支援など)や、避難所での具体的な栄養ケアの実施。
- 事前に双方の役割を整理し、連携を円滑にする。

2. 情報共有とコミュニケーション

- 被災地の状況、避難所のニーズ、配布される食材などの情報を迅速かつ正確に共有。ネットワークの形成と連絡体制の整備。
- 定期的な会議や報告書の形式で、進捗状況や問題点を確認。

3. 地域特性への理解

- 食文化や習慣: 被災地特有の食文化を尊重した支援を心がける。
- 災害リスク: 地域ごとの災害リスクに応じた準備(例: 台風、地震、洪水など)。
- 避難者の多様性: 高齢者、妊婦、乳幼児、アレルギー患者などの個別対応。

4. 事前訓練と連携強化

- 定期的な防災訓練やワークショップで、JDA-DATの活動内容や流れを把握。
- 災害時に備えたシミュレーションを通じて、連携体制を強化。

5. 避難所での具体的な栄養支援(災害時の食事提供計画)

- ・メニュー計画: 支給される食材で栄養バランスを考慮した献立を提案。
- ・衛生管理: 食中毒や感染症を防ぐための衛生指導。
- ・心理的サポート: 食事を通じた心のケア(温かい食事、普段の食事に近い形態)。

6. メンタルヘルスのケア

- ・支援者のケア: 栄養士自身やチームメンバーのメンタルヘルスをサポートする体制を整える。
- ・被災者への対応: 食事提供だけでなく、心の健康を考慮した支援を行う。

7. 法令・制度の理解

- ・災害関連の法律や支援制度(災害救助法、食糧支援制度など)を把握し、適切に活用。
- ・行政のリソース(調理設備、備蓄食料)を最大限活用するための手続き。

8. 記録と評価(情報共有と報告)

- ・支援活動の記録を詳細に残し、活動後の評価を行う。
- ・次回の災害時に活かせる改善点を明確化。

行政栄養士は地域住民と密接な関係を築いており、JDA-DATの専門的な栄養知識と組み合わせることで、より効果的な災害支援が可能になる。事前の連携準備(栄養士会をはじめ平時から地域の認定栄養ケア・ステーション等との繋がり)が、災害時のスムーズな対応に繋がる。

5. おわりに

行政をはじめとして、それぞれの組織、専門職種等が最高のパフォーマンスを繋いでスクラムを組んで課題にぶつかる。

災害時における 連携



行政



医療

宿泊

食事

ライフライン

運動

衛生・トイレ

心のケア

被災地・避難所等での様々な問題

学会・経済界

たべぷろ

JIMTEF等

DPAT・DHEAT

JRAT

JVOAD・PBV等

JDA-DAT



医食農連携プラットフォーム

DMAT・JMAT・日赤

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



異なる専門的知見や
技術を持ち寄り、多
職種・多組織連携で
問題を解決する

リスクマネジメントにおける災害時の食と健康への対応の考え方

JDA-DAT



平常時からの備えが最も重要であり、対策を推進する。

備えあれば憂いなし、想定外を想定する。

食の安全・食の安心

関東大震災と栄養研究所、栄養学校

1923(大正12)年9月1日 午前11時58分 マグネチュード7.9 震度6 相模湾北西80キロに震源地

「栄養研究所長ハ罹災ノ傷病者、幼乳兒ニ重湯ヲ給與スルノ必要ヲ認メ 臨時震災救護事務局衛生醫療部及戒嚴司令部ニ打合セヲ了シ 此事業ヲ遂行センカ爲 事務分科ヲ別表ノ如ク總務，材料，配給ノ三部ニ分チテ庶務，會計，踏査，徴収，配給，運搬，炊事ノ各係ヲ置キ 給仕小使ニ至ル迄 全所員ノ總動員ヲ行ヒテ之ニ分屬セシメ 避難者ノ最多數ナル 上野外數ヶ所ニ臨時出張所ヲ設置シ 重湯ノ調製並ニ實地配給ノ任ニ當ラシメ以テ其ノ目的ヲ貫徹スルニ努メタリ…差當リ罹災民ノ最群集セル上野及日比谷ノ二ヶ所ヲ開設スルコトトシ 『トラツク』ヲ 徴發シテ急遽其ノ準備ニ着手シ 六日ヨリ配給ヲ開始スルヲ得タリ…（その後）深川出張所ハ十四日ヨリ芝出張所ハ十七日ヨリ配給ヲ開始セリ

（栄養研究所「臨時震災救護事務局衛生医療部」宛 報告書 大正12年11月1日付



1923(大12)年 関東大震災一 被災者救護、乳幼児・児童保健

栄養研究所の震災直後の救護活動

栄養研究所の東京市直営の小学校での被災児童への給食の実施

日本女子大家政科 及び 女高師出身の19名が、栄養研究所で講習を受け、「栄養部長」「炊事婦長」として、給食の指揮・管理を行った。

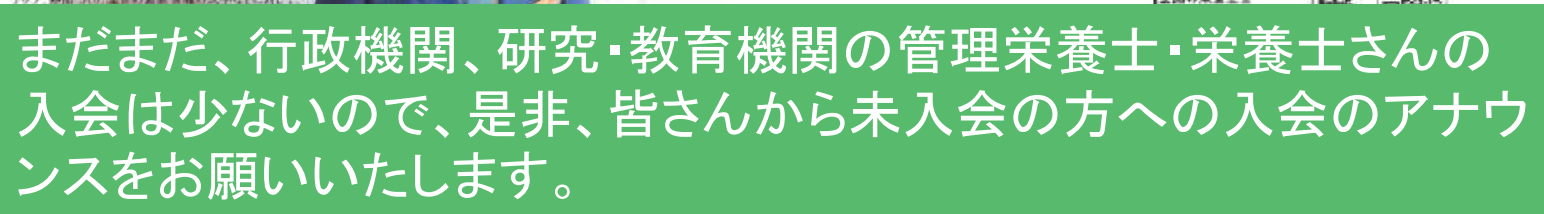
1923年11月2日東京朝日新聞は、「女學生たちが應援に/姉さん冠りで奮闘」との見出しで、東京市の依頼で被災調査をするために「大學部學生と付屬高等女學校四五年生全部約九百名は白手拭の姉さん冠りにエプロン姿となりあの焦土の中を各戸附別訪問をするといふ」と報じている。

⇒栄養士養成機関「栄養学校」を内務省の承認のもとに、大正14年2月13日創立



厚生法制研究会 早野貴文氏報告より一部改変

（公社）日本栄養士会の入会のご案内



"What time, how day?"



【全国の築屋十会】

食に携わる専門職として、万が一の事故に直面する事もあります。最大1億円を保証が、あなたを守ります。

日本児童士会 入会案内



災害時の受援・支援活動の特徴

- ・受援・支援の状況は時々刻々と変化する
- ・災害時の受援・支援活動には、固定したシナリオはない
- ・既存の知識・技術を活用し、かつそれらを結び合わせる必要がある

- ・個と全体との「間」を考慮しながら活動することが必要

隙間がある、それをつなぎ合わせる、リーダーの役割

ダボ(太杓、駄杓、**ドイツ語**: Dübel) の役割が必要

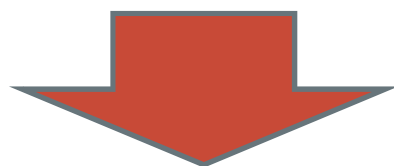
- ・被災者との協働が必要 (自立援助)
コミュニケーションと尊重、プライバシーの保護
- ・多職種との連携が重要

連携・繋ぐ

まとめ

災害時に管理栄養士・栄養士に求められる役割

発災直後から、復旧・復興さらには平時の備えに至るまで、**全ての災害サイクルのフェーズ**において、管理栄養士・栄養士による適切な栄養・食生活支援活動により、**防ぎ得る死と二次健康被害の最小化、被災者の早期自立**を促す。



- 日頃の訓練により、自らの災害対策体制を確立、それが「受援」につながる。
- 災害が発生した際に的確に対応するためには、平時のうちにできることは準備しておくことが必要。
例えば、保健所や市町村と、関係団体等の間で、日頃から「**顔の見える関係**」を構築しておくことが必要。

Heart 心

絆・ささえあい

～どんな時でも
あたたかい食事提供と支援に向けて～

ご清聴ありがとうございました。